

議案第37号

日野町国民健康保険税条例の一部改正について

日野町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年5月27日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)) 以外の世帯 12,800円 (2) 略 (3) 特定継続世帯 9,600円 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))以外の世帯 12,800円 (2) 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 略
- (3) 特定継続世帯 5,400円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 略
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,960円
 - (イ) 略
 - (ウ) 特定継続世帯 6,720円
 - ウ 略
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円
 - (イ) 略
 - (ウ) 特定継続世帯 3,780円
 - オ及びカ 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世

- (1) 特定世帯以外の世帯 7,200円
- (2) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
 - ア 略
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 8,960円
 - (イ) 略
 - ウ 略
 - エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 5,040円
 - (イ) 略
 - オ及びカ 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世

帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

(イ) 略

(ウ) 特定継続世帯 4,800円

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 略

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

オ及びカ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,560円

(イ) 略

(ウ) 特定継続世帯 1,920円

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 6,400円

(イ) 略

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 略

オ及びカ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,560円

(イ) 略

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円 (イ) 略 (ウ) 特定継続世帯 1,080円 オ及びカ 略 附 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。	(ア) 特定世帯以外の世帯 1,440円 (イ) 略 オ及びカ 略 附 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の日野町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。